

福島県教育委員会令和6年8月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 1 時 00 分から
2 開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎 5 階）
3 出 席 者	大沼博文教育長、1 番 大村雅恵委員、2 番 成澤勝蔵委員、3 番 正木好男委員、4 番 吉津健三委員、5 番 高橋理里子委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 1 時 00 分、教育長から 8 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 書 署 名 委 員 の 指 名	教育長から、高橋委員と大村委員が会議書署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日 1 日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 理 事 兼 政 策 監 提 出 理 由 説 明	教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第 1 号については、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要文化財の指定に関し、福島県文化財保護審議会に諮問することについて諮るもの。 議案第 2 号については、令和 7 年度に県立中学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。 議案第 3 号については、令和 7 年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。 議案第 4 号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。

	<p>議案第5号については、令和4年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理したことについて、承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第5号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降の審議については、決定されたとおり非公開とされた。</p>
(6) 会議（一部）非公開	
(7) 前回会議録の承認	教育長が、令和6年7月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。
(8) 議案審議	
議案第1号	令和6年度福島県指定文化財の指定に係る諮問について（議案第1号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第2号	令和7年度に県立中学校で使用する教科用図書の採択について（議案第2号）及び令和7年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について（議案第3号）、義務教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
議案第3号	
議案第4号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
	午後1時31分、教育長から暫時休議が告げられた。

	議案第5号	午後1時38分、教育長から委員会の再開が告げられた。 教育長臨時代理による処理の承認について（議案第5号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(9)	報告審議 報告第1号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(10)	次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和6年9月13日（金）午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(11)	閉会	午後1時48分、教育長から閉会が告げられた。